

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和2年8月6日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000059 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000033 号

## 第1 結論

請求者のA社(事業所整理記号\*)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年1月26日、喪失年月日を同年4月1日に訂正し、平成19年1月から同年3月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成19年1月26日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。当該期間も同社に勤務していたので調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、平成19年1月26日付けで、請求者を含む72人がA社(\*)において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同年5月10日付けで、当該72人全員の被保険者資格は取得時に遡って取り消されている。

このことについて、日本年金機構は、上記の被保険者資格の取消について確認できる資料はなく、当時の事務処理が適正であったかどうかは判断できないと回答している。

しかしながら、Bが保管している「C申請書」及びD社から提供された当時のEによると、A社(\*)は、前経営者であるF社から経営を引き継いだGが、平成19年1月26日付けで従業員を引き継ぎ開設した会社であり、オンライン記録によると、請求者を含む上記72人は、同年1月25日までF社において厚生年金保険の被保険者資格を有していたことから、A社は、開設日である平成19年1月26日時点で当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしており、同日付けでA社を適用事業所とした処理は適正なものであったと考えられる。

また、A社(\*)の事業主の回答及び請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる勤務実態があったと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者

となる要件を有しており、請求者のA社（＊）における厚生年金保険被保険者資格を取得時に遡って取り消す合理的な理由はないと認められる。

一方、日本年金機構から提出された「健康保険厚生年金保険新規適用届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」により、A社は、平成19年4月1日付けで、別の事業所整理記号（＊）を取得して厚生年金保険の適用事業所となり、上記72人のうち請求者を含む62人が、同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

したがって、請求者のA社（＊）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年1月26日、喪失年月日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録により確認できるA社（＊）における取消前の記録から、24万円とすることが必要である。